

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第4回）検討結果

<p>(1) 条例の見直し (条例案及び条例解説案)</p>	<p><b>【基本構想】</b>          ●時代経過による条例の形骸化を防止し、市民が本条例に関心を持ち続ける動機付けとするため、また、本条例の機能が期待されたとおり作用しているかどうか検証するため、市民の意見を聴取するとともに、これを反映させながら定期的に条例を見直す旨を規定する。</p> <p><b>【条例原案】</b>          市は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講じるものとする。          2 市は、前項の規定に基づく検討等を行うに当たっては、検討委員会を設置することができる。</p> <p><b>【条例案】</b>  <b>(条例の見直し)</b>          市は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講じるものとする。          2 市は、前項の規定に基づく検討等を行うに当たっては、検討委員会を設置することができる。</p> <p><b>【条例解説原案】</b>          ●この条例は、本市における最高規範として位置付けられるため、その内容はある程度恒久的なものとして前文や基本原則などは変わらないと考えられますが、一定期間が経過した後も各条文がその時々々の社会情勢に合っているか、本市にふさわしいものであり続けているかを検証して形骸化を防止するため、施行後5年を超えない期間ごとに市民の意見を反映させて検討し、必要な見直し等を行うことを規定しています。          ●見直し等の検討に当たっては、必要に応じて委員会組織を設置して行うこととし、その委員構成や審議方法等は条例施行後に検討して定めることとなります。</p> <p><b>【条例解説案】</b>          ●この条例は、本市における最高規範として位置付けられるため、その内容はある程度恒久的なものとして前文や基本原則などは変わらないと考えられますが、一定期間が経過した後も各条文がその時々々の社会情勢に合っているか、本市にふさわしいものであり続けているかを検証して形骸化を防止するため、施行後5年を超えない期間ごとに市民の意見を反映させて検討し、必要な見直し等を行うことを規定しています。          ●見直し等の検討に当たっては、必要に応じて委員会組織を設置して行うこととし、その委員構成や審議方法等は条例施行後に検討して定めることとなります。</p>
<p>(2) 前文(条例案及び条例解説案)</p>	<p><b>【基本構想】</b>          ●市の特徴（地理的条件、歴史、自然、風土、文化、産業、教育、暮らし、都市形態等）          ●目指すべき市民自治の都市像          ●そのために必要となる諸要素（キーワードとなるまちづくりの基本理念等）          ●条例制定の目的</p>

#### 【条例原案】

私たちのまち生駒市は、生駒山地や矢田丘陵、西の京丘陵をはじめ、公園等の緑地や農地も多く、緑に包まれた住宅都市としての特性とともに、万葉集にも詠われた竜田川や富雄川、山田川、天野川などの河川が流れ、潤いのある水辺空間を形成しています。また、弥生中期以降の遺跡、往馬大社、長弓寺、高山茶釜など、先人たちが培い守ってきた歴史文化資源に加えて、鉄道・道路網の整備に伴う交通利便性が相まって、関西文化学術研究都市・高山サイエンスタウンが立地するなど、豊かな自然や歴史、伝統産業といった魅力と最先端の顔を備えた関西有数の住宅都市として発展してきました。

しかしながら、地方分権の進展に伴い、地方自治体にはより一層政策の自己決定、自己責任が求められる中、少子高齢化の進展や景気の低迷による税収の伸び悩みなどにより、地方自治体の財政運営は厳しさを増しています。これらの社会経済情勢の急激な変化とともに、市民が行政に求めるニーズは増大するばかりか、高度化・複雑多様化しています。

こうした状況において、これまでは、専ら行政主体のいわゆる「団体自治」による市政運営が進められてきましたが、今後は都市内分権を進め、身近な地域の課題は、市民の自発的な判断、行動によって解決することを基本とする補完性の原則に基づく市民主体の「住民自治」が求められ、そのために市民は、自治の主役であることを自覚し、地域社会の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、主体的に自治にかかわっていくことが必要になっています。

一方、市は、地方分権の時代に対応できるような「選択と集中」を基本とする都市経営を行うため、計画的で効率的、効果的な行財政運営を推進していかなければなりません。

これら「団体自治」及び「住民自治」並びに道路や公園、下水道などの都市基盤整備といったハード分野及び福祉や教育、環境といったソフト分野を包含する、生駒市づくりを『まちづくり』と認識し、将来にわたり、全ての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高い生駒市を基本理念として、可能な限り将来世代の負担を積み残さない、持続可能なまちの実現を図らなければなりません。

このような認識の下に、私たちは、年齢や性別、国籍などの違いを問わず、お互いの人権を尊重しながら、自らの責任を自覚し、情報共有に基づく参画と協働による住み続けたいまち生駒を目指し、ここに生駒市における『まちづくり』の最高規範として生駒市市民自治基本条例を制定します。

#### 【条例案】

11月7日に再度検討